東京大学伊藤国際学術研究センターの使用に関する内規

令和７年　４月　１日
理　事　裁　定

（趣旨）

第１条　この内規は、東京大学伊藤国際学術研究センター規則第６条の規定に基づき、東京大学伊藤国際学術研究センター（以下「センター」という。）の使用について必要な事項を定める。

（使用の範囲）

第２条　センターに置かれる別表１に掲げる施設は、次の用途に使用することができる。

(1)　部局等（東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号）第３章及び第４章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び医学部附属病院（以下「部局」という。）が主催する行事及び会合

(2)　本学の教員が主催する国際会議等

(3)　本学の教職員が関係する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合

(4)　本学の本部事務組織又は部局事務組織が主催する会合、公開講座

(5)　本学の国際交流、社会連携及び産学連携に資する会合・式典

(6)　本学の教職員、学生及び卒業生の教育、福利厚生及び連携を目的とする会合・式典

(7)　前各号に定めるもののほか、管理運営責任者が適当と認めた会合等

２　センターに置かれる別表１に掲げる施設は、管理運営責任者が認めた場合、本学の国際交流・教育研究活動のために使用することができる。なお、使用にあたっては東京大学伊藤国際学術研究センターの教育研究スペースの使用に関する内規を準用する。

（使用者の範囲）

第３条　センターを使用することができる者（以下「使用者」という。）は、本学の教職員、本学学生団体及び同窓会団体、本学の教職員の紹介を受けた者並びに管理運営責任者が適当と認めた者とする。

（申込み及び許可）

第４条　使用者を代表し使用の責任を負う者（以下「使用責任者」という。）は、所定の使用許可申請書に所要事項を記入の上、伊藤国際学術研究センター運営室（以下「運営室」という。）に申し込まなければならない。

２　前項に定める申込みが可能な期間は、以下のとおりとする。

(1)　本学が主催する行事及び会合：随時

(2)　部局が主催する行事及び会合並びに本学の教員が主催する国際会議：使用しようとする日の２年前から使用しようとする日の前日までの間

(3)　本学の教職員が関係する学会又はそれに準ずる団体が主催する学術に関する会合：使用しようとする日の２年前から使用しようとする日の前日までの間

(4)　本学の同窓会団体及び学生団体が主催する会合：使用しようとする日の１年６月前

から使用しようとする日の前日までの間

(5)　前各号に定めるもの以外の会合：使用しようとする日の６月前から使用しようとする日の前日までの間

３　第１項の使用許可申請書の提出があった場合は、運営室において所定の事項を確認した後、管理運営責任者が適当と判断した場合、使用の許可を与えるものとする。

４　使用責任者は、使用許可を第三者に譲渡したり、許可された内容以外の目的で第三者のために使用してはならない。

（使用料等）

第５条　使用責任者は、別表１に定める使用料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を納付しなければならない。ただし、特別使用料の適用を受ける場合は、この限りでない。

２　使用責任者が使用を取り止め、又は管理運営責任者により使用許可を取り消された場合、使用責任者は、別表２に定める取消料を納付しなければならない。ただし、第７条１項４号の規定により、管理運営責任者が使用許可を取り消す場合は、この限りでない。

３　第２条第２項に掲げる使用にあたり、管理運営責任者が認めた場合、使用期間、使用料、光熱水料及び情報通信料について、使用責任者と管理運営責任者の間で協議し、決定することができる。

（禁止行為）

第６条　センターにおいては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1)　特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動

(2)　特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動

(3)　もっぱら営利を目的とする活動。ただし、その運営に必要な範囲で受講料などを徴収することを妨げない。

(4)　本学の周囲に迷惑を及ぼすおそれがある行為

(5)　本学の公共性及び公益性を損なうおそれがある行為

(6)　本学の信用を損なう恐れがある活動

２　民間の団体等が使用するに際しては、前項各号に規定された行為に加え、本学が主催又は共催しているとの誤解を生じさせる等、本学の信用又は名声を利用した行為を行ってはならない。

（使用許可の取消し等）

第７条　管理運営責任者は、次の各号に該当するときは、既に与えた使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1)　使用許可申請書に記載された事項が事実と異なるとき。

(2)　前条第１項各号又は第２項の規定に違反するとき。

(3)　センターの指定する期日までに使用料の納付がないとき。

(4)　天災その他のやむを得ない事情があると認めるとき。

２　管理運営責任者は、前項の規定により使用許可を取り消し又は使用を中止させる場合には、すみやかに使用責任者に通知しなければならない。

３　管理運営責任者は、第１項第４号の規定により使用を中止させたときは、既納の使用

料の一部又は全部を返還するものとする。

４　第１項の規定により、使用許可を取り消し、又は使用を中止させた場合に使用者に生じた損害については、使用責任者が一切の責任を負うものとする。

（現状回復）

第８条　使用責任者は、使用中に建物又は附属物等をき損又は滅失したときは、これを現状に回復する義務を負う。なお、本学が現状の回復は困難であると判断した場合には、その損害を使用責任者に賠償させることがある。

（飲食）

第９条　大教室における飲食は、原則として禁止する。ただし、管理運営責任者が特別に認めた場合は、この限りではない。

２　研究発表スペースにおける飲食は、次の各号に掲げる場合とする。

(1)　第２条各号に掲げる使用に付帯する場合

(2)　本学教職員、学生、卒業生及び本学の活動に資する者の福利厚生を目的として飲食のみに使用する場合

（運営室に対する事前相談）

第１０条　使用責任者は、次の各号に掲げる事項を行うことを希望する場合、事前に運営室に申し出て、その許可を得なければならない。

(1)　案内等の為にセンター内外に取り外し容易な看板等を立てる場合

(2)　センター内で行うシンポジウム等関連の書籍販売を行う場合

(3)　センター内で写真又はビデオ撮影を行う場合

(4)　次条に定める使用時間以外に使用する場合

(5)　センターと業務委託契約を結ぶ者以外からの飲食の提供を行う場合

（使用日・時間）

第１１条　センターの使用日は、原則として、１２月３０日から翌年１月４日までの期間を除き、通年とする。

２　センターの使用時間は、次のとおりとする。

(1)　午前の部　９：００～１２：００

(2)　午後の部　１３：００～１８：００

(3)　夜間の部　１８：００～２１：００

（管理のための出入り）

第１２条　運営室職員は、管理運営上必要があると判断した場合には、センターの使用中であっても、随時立入ることができる。

（補則）

第１３条　この内規に定めるもののほか、センターの使用等に関し必要な事項は管理運営責任者が別に定める。

附　則

この裁定は、令和７年４月１日から実施する。

別表１（第２条及び第５条第１項関係）

施設及び使用料

	施設	面積 （㎡）	定員 （名）	使用料（円・税抜）		
				午前 9:00～12:00	午後 13:00～18:00	夜間 18:00～21:00
Ｂ２階	大教室	412.71	489	177,100 86,600	295,100 144,400	212,500 104,000
	研究発表スペース併用	744.72		241,800 116,400	403,000 194,200	290,200 139,800
	研究発表スペース（単独）	332.01	250	142,400 69,700	237,400 116,200	170,900 83,600
Ｂ１階	ギャラリー１	104.33	50 名程度	44,800 21,900	74,600 36,500	53,700 26,200
	ギャラリー２	53.76	30 名程度	23,100 11,200	38,400 18,800	27,700 13,500
２階	中会議室	47.40	12	20,300 9,900	33,900 16,500	24,400 11,900
	小会議室１	23.01	8	9,900 4,800	16,500 8,000	11,800 5,700
	小会議室２	15.32	6	6,600 3,200	11,000 5,300	7,900 3,800
	ファカルティクラブ （9:00～17:00 使用可）	80.32	36	4,800 /1 時間あたり 2,500/1 時間あたり		
３階	特別会議室	104.05	37	44,600 21,800	74,400 36,400	53,600 26,200
	中教室	122.14	45	52,400 25,600	87,300 42,700	62,900 30,700

(1) 使用料の欄において、上段は通常使用料、下段は特別使用料を表す。本学において管理及び執行される予算（東京大学予算規程（平成１６年４月１日東大規則第１７３号）に規定する予算をいう。）を使用する場合には特別使用料を適用する。
管理運営責任者が特別に認めた場合には、使用料を減免することができる。
(2) 12:00～13:00 の使用には、追加料金（午後の時間帯の使用料に応じて按分）を納付しなければならない。
(3) 日曜日、祭日及び上記以外の時間帯の使用には、追加料金（使用料の 20%）を納付しなければならない。
(4) 大教室には、ホワイエ、控室及び同時通訳室を含む。
(5) 中教室には、準備室を含む。
(6) Ｂ２階以外の施設は時間貸に対応するものとする（時間帯に応じて按分）。
(7) 変則的な時間帯には、可能な限り対応するものとする。
(8) ファカルティクラブは、9 時～17 時の時間帯に限り使用可能なものとする。

別表２（第５条第２項関係）

取消料

施設	取消日	金額
大教室 研究発表スペース	使用日の 90 日前から 31 日前まで	使用料の 30%
	使用日の 30 日前から 15 日前まで	使用料の 50%
	使用日の 14 日前から使用日当日まで	使用料の全額
上記以外の施設	使用日の 30 日前から 15 日前まで	使用料の 30%
	使用日の 14 日前から前日まで	使用料の 50%
	使用日当日	使用料の全額

（100 円未満の端数は、100 円に切り上げる。）